

## 第 175 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	平成 30 年 5 月 17 日（木）午前 10 時 00 分～11 時 25 分 経済調査会会議室
出席委員	朝堀泰明、加藤佳孝、小路直彦、鈴木準、野口貴文（委員長）（五十音順）

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果																		
<p>1. 前回議事概要の確認</p> <p>2. 「積算資料」6月号土木系資材の価格変動の妥当性について</p> <p>○九州地区で生産された野芝は九州内で消費されているという説明であったが、中国地方などで生産された野芝が流通することはないのか。</p> <p>○H 形鋼や異形棒鋼について、直近の数ヶ月間は上げ基調が続いている。メーカーの販売姿勢も含めて、そういう状況が続いている理由は何か。</p> <p>3. 「積算資料」6月号建築系資材の価格変動の妥当性について</p> <p>○電気銅建値は細かく変動している。電線メーカー各社は原材料コストの変動リスクを負っていると考えられるが、他にも同様なリスクを負っている資材はあるか。</p>	<p>・ 前回議事概要案が承認された。</p> <p>・ 審査対象資材のうち、6月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%; font-size: small;">&lt;品目&gt;</th> <th style="text-align: center; width: 20%; font-size: small;">[地区]</th> <th style="text-align: center; width: 50%; font-size: small;">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"><b>【上伸した資材】</b></td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td style="text-align: center;">全国</td> <td>国内需要に盛り上がりや欠く中、価格は動意薄の展開が続いていたが、4月下旬以降、原油相場の騰勢を受けて元売卸価格が大幅に上昇。販売会社は価格転嫁を急ぎ、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>野芝</td> <td style="text-align: center;">福岡</td> <td>熊本地震などの復旧工事を中心に旺盛な需要が続いている。近年の生産農家の減少および担い手不足による人件費の上昇等により、メーカーは販価を引き上げ、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><b>【下落した資材】</b></td> </tr> <tr> <td>鉄屑</td> <td style="text-align: center;">全国</td> <td>韓国の鉄屑在庫が積みあがり、日本屑の購入意欲を欠く中、輸出市況は弱含んだ。電炉メーカー各社が買入れ価格を引き下げ、市況は下落。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 野芝に関しては、鹿児島県鹿屋市や熊本県合志市が産地で、九州地区内で消費されており、他地区からの流入は確認できていない。隣接する中国地区や四国地区の市場価格が、九州地区の市場価格より高いことも一因と考えられる。</p> <p>・ 大型案件を中心に需要は旺盛であり、需給に引き締まりが見られることが要因であろう。特に、H 形鋼は旺盛な需要の後押しを強く受けていると言える。一方、異形棒鋼は RC 造から S 造へ設計がシフトしていること、主な原料である鉄屑市況の影響を受けやすいことなどから、販売側の思惑通りには進捗していないという面もある。</p> <p>・ 審査対象資材のうち、6月号で掲載価格に変動が生じる建築系資材、都市はなかった。</p> <p>・ 銅に限らず、鋼材、石油製品といった市況性の高い材料を原料とする製品を扱うメーカーの多くは、常に原材料コストの変動リスクを負っていると言える。セメントや骨材を原材料とする生コンクリートなどの地場材についても同様。しかし、電気銅建値は投機的な側面から非常に小刻みに変動するため、メーカー側が細かな価格転嫁に対応できないという面はある。</p>	<品目>	[地区]	(理由)	<b>【上伸した資材】</b>			軽油	全国	国内需要に盛り上がりや欠く中、価格は動意薄の展開が続いていたが、4月下旬以降、原油相場の騰勢を受けて元売卸価格が大幅に上昇。販売会社は価格転嫁を急ぎ、市況上伸。	野芝	福岡	熊本地震などの復旧工事を中心に旺盛な需要が続いている。近年の生産農家の減少および担い手不足による人件費の上昇等により、メーカーは販価を引き上げ、市況上伸。	<b>【下落した資材】</b>			鉄屑	全国	韓国の鉄屑在庫が積みあがり、日本屑の購入意欲を欠く中、輸出市況は弱含んだ。電炉メーカー各社が買入れ価格を引き下げ、市況は下落。
<品目>	[地区]	(理由)																	
<b>【上伸した資材】</b>																			
軽油	全国	国内需要に盛り上がりや欠く中、価格は動意薄の展開が続いていたが、4月下旬以降、原油相場の騰勢を受けて元売卸価格が大幅に上昇。販売会社は価格転嫁を急ぎ、市況上伸。																	
野芝	福岡	熊本地震などの復旧工事を中心に旺盛な需要が続いている。近年の生産農家の減少および担い手不足による人件費の上昇等により、メーカーは販価を引き上げ、市況上伸。																	
<b>【下落した資材】</b>																			
鉄屑	全国	韓国の鉄屑在庫が積みあがり、日本屑の購入意欲を欠く中、輸出市況は弱含んだ。電炉メーカー各社が買入れ価格を引き下げ、市況は下落。																	

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果
<p>○電線ケーブルの価格動向について説明があったが、今後の調査で、掲載価格よりも安い情報が僅かでも得られた場合、調査会はどのように対応するのか。</p> <p>4. その他 (1) 次回開催予定</p>	<p>・電線ケーブル「CV 600V 3心 38mm<sup>2</sup>」の掲載価格は1,082円/mで、調査結果の中から最も頻度の高い取引価格（最頻値）で価格を決定している。今後の調査で、ある調査先から掲載価格を下回るような情報が得られたとしても、引き続き1,082円/mを取引価格とする調査先が一番多ければ、基本的に掲載価格は変動なしで横ばいとする。</p> <p>・平成30年6月18日（月）15時～17時と決定。</p> <p style="text-align: right;">（以 上）</p>

## 価格審査委員会規約

### (目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

### (委員会の事務)

第 2 条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとする。
- 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

### (委員会の委員及び任期)

第 3 条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

### (委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月 1 回開催する。

### (審査の報告・助言)

第 6 条 委員会は、第 2 条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて理事長に対し審査結果の報告または助言を行う。

### (意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、第 2 条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第 8 条 委員は第 2 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由、他調査機関の調査結果との比較資料等を委員会に提出するものとする。

附則

この規約は、平成 15 年 11 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 18 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 15 日から改訂施行する。